

（案）  
（第 30 回会議までの内容）

弘市政発第 号  
平成 26 年 月 日

弘前市長 葛 西 憲 之 様

弘前市自治基本条例市民検討委員会 委員長 佐 藤 三 三

自治基本条例に関する事項について（答申）

平成 24 年 6 月 18 日付け弘市推発第 52 号により諮問のあった自治基本条例に関する事項のうち、諮問 2 自治基本条例素案について、慎重に審議をした結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

記

自治基本条例素案については、別紙「自治基本条例素案の審議結果」のとおり修正することが適当であります。

（担当 弘前市 市民文化スポーツ部 市民協働政策課）



【別紙】

自治基本条例素案の審議結果

新 1～新 3：選択

○ 修正案 1

(1) 箇所 自治基本条例素案（以下「素案」といいます。）第 2 条第 2 号（定義）

(2) 修正案

|     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 旧   | (2) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現するために、この住みよいまち「弘前市」に対する誇りと愛着心を基に行う公共的な活動をいいます。   |
| 新 1 | (2) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。                              |
| 新 2 | (2) まちづくり この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつなぎ、市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。 |
| 新 3 | (2) まちづくり この住みよいまち「弘前市」を大切に思う主体が、市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいいます。       |

(3) 修正理由

まちづくりを弘前市に対する誇りと愛着心を伴う活動に限定すると、手始めにまちづくりに参加してみようといったものが該当せず、まちづくりへの参加というのが、ハードルが高いものになってしまうため

○ 修正案 2

(1) 箇所 素案第 2 条第 1 1 号（定義）

(2) 修正案

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 旧 | (11) 市 議会及び執行機関又は地方公共団体としての本市をいいます。 |
| 新 | (11) 市 地方公共団体としての本市をいいます。           |

(3) 修正理由

市の定義を 2 つ（① 議会及び執行機関、②地方公共団体としての本市）とすると、本文中の規定が解釈しづらくなるとともに、「議会及び執行機関」を全て「市」とすると、市民、議会及び執行機関の 3 者による協働が薄れてしまうため

注 この修正に伴い、「市」と表記している部分を再度整理し、「議会及び執行機関」を指す場合にあっては「議会及び執行機関」と、「地方公共団体としての本市」を指す場合にあっては「市」と修正する必要が生じます。

○ 修正案 3

(1) 箇所 素案第 2 条第 1 2 号から第 1 4 号まで（定義）

(2) 修正案

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧 | <p>(11) 市 . . .</p> <p><b>(12) 市民力</b> 市民が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組む力をいいます。</p> <p><b>(13) 学生力</b> 学生が自主的につながりを広げ、その特性を生かして、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でまちづくりを学び、次の取組に生かしていく力をいいます。</p> <p><b>(14) 地域力</b> 当該地域を構成する者が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でつながりを深め、次の取組に生かしていく力をいいます。</p> <p><b>(15)</b> 市外の人々 . . .</p> |
| 新 | <p>(11) 市 . . .</p> <p><b>(12)</b> 市外の人々 . . .</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

(3) 修正理由

市民力、学生力及び地域力の各用語は、定義しないことにより、条例の解釈上、混乱が生じるものではないし、定義しない方が市民の個の力や様々なつながりによる力といったように、自由な力を発揮できると思われるため

○ 修正案 4

. . . . .

. . . . .